

平成 2 8 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

閉会 平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

平成 2 8 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

平成28年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成28年12月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年12月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也 産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘 総合政策課長 山口尚亮	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	6番 今村榮一 議員	7番 松本史郎 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成28年12月12日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第9号	定期監査報告について
第4	議案第55号	平成28年度川西町一般会計補正予算について
第5	議案第56号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第6	議案第57号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第7	議案第58号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第8	議案第59号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第9	議案第60号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算について
第10	議案第61号	川西町学校給食費徴収条例の制定について
第11	議案第62号	川西町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
第12	議案第63号	川西町行政組織条例の一部改正について
第13	議案第64号	川西町職員定数条例の一部改正について
第14	議案第65号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第15	議案第66号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第16	議案第67号	川西町特別会計条例の一部改正について
第17	議案第68号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第18	議案第69号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第19	議案第70号	川西町下水道条例の一部改正について
第20	議案第71号	川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第21	議案第72号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
第22	議案第73号	奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について

(午前10時00分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成28年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長 (竹村正匡君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年川西町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会につきましましては、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算、各種条例の制定や一部改正など、多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 今村榮一君及び7番 松本史郎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より22日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より22日までの11日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第9号、平成28年9月から平成28年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成28年9月から平成28年11月に実施しました例月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成28年度川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説

明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、これより議事に入ります。
お諮りいたします。

日程第４、議案第５５号、平成２８年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第２２、議案第７３号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。
お諮りいたします。

日程第４、議案第５５号、平成２８年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第２２、議案第７３号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてまでの１９議案を一括上程したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。
議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

日程第４、議案第５５号、平成２８年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第９、議案第６０号、平成２８年度川西町水道事業会計補正予算についてまでの平成２８年度一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算並びに日程第１０、議案第６１号、川西町学校給食費徴収条例の制定についてから、日程第２２、議案第７３号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてまでの条例の改正等について御説明いたします。

まず、日程第４、議案第５５号、平成２８年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

３．歳出の部でございます。１１ページをお開きください。

款１．議会費から２４ページの款８．教育費までの給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、平成２８年度の人事院勧告に準じた給与改定による増額及び現在の職員配置状況による年間執行見込額に基づく増額または減額によるもので、人件費として総額２，３２６万円の増額をお願いするものでございます。

款１．議会費につきましては、人権費のみで、２６４万２，０００円の増額をお願いするものです。

その他、人件費以外につきましては、13ページをお開きください。

款2.総務費 項2.徴税費 目1.税務総務費においては、繁忙期における税務課業務の負担軽減のため、アルバイト職員を雇用する経費として、賃金39万9,000円の追加によるもので、総務費の合計につきまして、人件費の減と合わせまして770万円の減額をお願いするものでございます。

14ページから15ページを御覧ください。款3.民生費 項1.社会福祉費における各会計への繰出金として、人件費の調整により国民健康保険特別会計への繰出金といたしまして249万円の減、人件費の調整、介護サービス給付費の減、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の追加により、介護保険事業勘定特別会計への繰出金といたしまして137万4,000円の増、人件費の調整、保険基盤安定負担金が確定したことにより、後期高齢者医療特別会計への繰出金といたしまして298万9,000円の減、その他、目9.臨時福祉給付金給付事業費において、平成28年10月の臨時国会で承認された臨時福祉給付金（経済対策分）の給付に要する経費3,148万9,000円の増、民生費の合計といたしまして、人件費と合わせまして2,934万4,000円の増額をお願いするものでございます。

17ページを御覧ください。款4.衛生費 項1.保健衛生費 目1.保健衛生総務費においては、老朽水道管の更新事業に係る対象事業費が減少したことによる水道事業会計への繰出金80万円の減、目4.保健センター費においては、マイナンバー情報連携機能を住民健康管理システムに付与するためのシステム改修の委託料276万5,000円の増、衛生費の合計といたしまして、人件費と合わせまして230万3,000円の増額をお願いするものでございます。

18ページに移りまして、款5.農商工業費におきましては、人件費のみで5万1,000円の減額をお願いするものです。

20ページを御覧ください。款6.土木費 項3.都市計画費 目2.公共下水道費においては、据え置き期間を設けない起債を発行したことによる償還元金の増等に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金502万8,000円の増、土木費の合計といたしまして、人件費と合わせまして1,887万1,000円の増額をお願いするものです。

21ページに移りまして、款8.教育費 項1.教育総務費 目1.事務局費におきまして、小学校と幼稚園の円滑な移行を図るための体制づくりや接続期のカリキュラム研究に要する経費39万8,000円の増、目3.教育振興費におきまして、小学校新1年生入学児童の制服等の支給経費99万6,000円の増、項5.幼稚園費 目1.幼稚園費におきまして、幼稚園における消火ポンプ用自家発電設備の修理工事に要する経費90万8,000円の増、22ページに移りまして、項6.社会教育費 目2.文化会館費におきまして、文化会館における故障した冷暖房設備の改修工事に要する経費163万7,000円の増、目2.文化財保存費におきまして、国指定重要文化財である富貴寺本堂の木柵改修費用に対する補助123万1,000円の増、23ページに移りまして、目8.ふれあいセンター費におきまして、ふれあいセンターにおける高圧機器の取りかえ工事に要する経費63万8,000円の

増、24ページに移りまして、項7.保健体育費 目4.給食運営費におきまして、学校給食調理用備品である炊飯器の温度センサーが故障したことによる修繕費9万8,000円の増、教育費の合計といたしまして、人件費と合わせまして1,901万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款10.諸支出金におきましては、普通交付税額のうち中学校経費の確定による三宅町への還付費用7万3,000円の増額をお願いするものです。

9ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款9.地方交付税におきまして、普通交付税3,410万6,000円の増、款12.使用料及び手数料におきまして、幼稚園利用料の督促手数料5,000円の増、款13.国庫支出金におきまして、臨時福祉給付金の給付事務に係る国庫補助金3,148万9,000円の増、款14.県支出金におきまして、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金の確定による減等により29万9,000円の減、10ページに移りまして、款20.町債におきまして、対象事業費が減少したことによる上水道老朽管更新事業一般会計出資事業債80万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ6,450万1,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成28年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,199万2,000円となります。

そのほか、繰越明許としましては、5ページを御覧ください。

公園維持管理事業において、町内7公園の遊具更新をプロポーザル方式で発注契約する予定でありましたが、唯一のプロポーザル参加事業者の急な辞退により、今年度中の予算の執行が困難になったことから、翌年度に繰り越して使用するため、4,000万円の繰越明許費をお願いいたします。

なお、国の交付金を確保するため、今年度中に再度プロポーザルを行い、年度内に契約を行った上で繰り越しを行うこととしております。

次に、日程第5、議案第56号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

7ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきまして、人件費の調整により311万8,000円の減、款2.保険給付費につきまして、医療費の増加に伴う支出見込みの増により5,400万円の増、8ページに移りまして、款7.共同事業拠出金につきまして、高額な医療等の影響による支出見込みの増により2,039万1,000円の増、款8.保健事業費につきまして、人件費及び特定健康診査の受診者増加に伴う経費の増により137万7,000円の増額をお願いするものでございます。

5ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

療養給付費及び高額医療費共同事業負担金等の増に伴うものでございまして、款3.国庫支出金 項1.国庫負担金におきまして2,030万6,000円の増、項2.国庫補助金におきまして、普通調整交付金として486万円の増、款6.県支出金 項1.県負担金におきまして、高額医療費共同事業負担金等として302万6,000円の増、6ページに移りまして、項2.県補助金におきまして、普通調整交付金

として486万円の増、款7.共同事業交付金におきまして2,038万9,000円の増、款9.繰入金 項1.他会計繰入金におきまして、人件費の調整により249万円の減、項2.基金繰入金におきまして、財源の調整といたしまして2,169万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ7,265万円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成28年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,531万9,000円となります。

次に、日程第6、議案第57号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

7ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、人件費及び介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する委託費の追加により263万1,000円の増、款2.保険給付費につきましては、介護サービスの利用実績が当初の見込みより増減したことによるもので、項1.介護サービス等諸費 目1.居宅介護サービス給付費におきまして4,000万円の減、目3.地域密着型介護サービス給付費におきまして1,240万円の増、目4.施設介護サービス給付費におきまして2,000万円の増、8ページに移りまして、目8.居宅介護サービス計画給付費におきまして840万円の減、項2.介護予防サービス等諸費におきまして80万円の増、項4.高額介護サービス等費におきまして160万円の増、項5.特定入所者介護サービス等費におきまして760万円の増額をお願いするものでございます。

款3.地域支援事業費におきましては、人件費のみで、55万2,000円の増額をお願いするものです。

9ページに移りまして、款4.基金積立金におきましては、給付事務で発生した剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、132万円の増額をお願いするものでございます。

5ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

介護事業の利用実績見込みの減または増に係るもので、款4.国庫支出金 項1.国庫負担金におきまして258万円の減、項2.国庫補助金 目1.調整交付金におきまして30万円の減、款5.支払基金交付金 項1.支払基金交付金におきまして168万円の減、款6.県支出金 項1.県負担金におきまして63万円の増、6ページに移っていただき、款8.繰入金 項1.一般会計繰入金 目1.介護給付費繰入金におきまして75万円の減額をお願いするものでございます。

その他といたしまして、款4.国庫支出金 項2.国庫補助金において、介護保険システム改修事業交付金105万9,000円の増、款8.繰入金 項1.一般会計繰入金 目2.その他一般会計繰入金といたしまして212万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ149万7,000円の減額補正をお願いするもので、これにより、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,902万1,000円となります。

次に、日程第7、議案第58号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、人件費の調整により210万2,000円の減、款2.後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険基盤安定負担金が確定したことにより88万7,000円の減、款3.保健事業費におきまして、健康診査受診者数の増加に伴う健康診査委託料の増により20万5,000円の増額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金及び一般会計からの繰入金について、289万9,000円の減額、款5.諸収入におきまして、受託した健康診査の費用が増えたことに伴う奈良県後期高齢者医療広域連合からの委託金20万5,000円増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ278万4,000円の減額補正をお願いするので、これにより、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,014万3,000円となります。

次に、日程第8、議案第59号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開き下さい。3.歳出の部でございます。

款1.公共下水道事業費におきまして、人件費の調整及び前年度の消費税額が当初見込みより増加したことによる今年度の消費税納付見込額の増により、128万7,000円の増、款2.公債費におきましては、据置期間を設けない起債を発行したことによる償還元金の増及び借入利率の低下による起債償還金利子の減により、差し引き374万1,000円の増額をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきまして、502万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ502万8,000円の増額補正をお願いするので、これにより、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,167万4,000円となります。

次に、日程第9、議案第60号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。収益的支出でございます。

款1.水道事業費用 項1.営業費用につきましては、人件費の調整により69万4,000円を減額するものです。

5ページを御覧ください。資本的収入でございます。

款1.資本的収入 項3.補助金につきましては、老朽水道管の更新事業に係る一般会計出資債の対象事業費が減少したことによる他会計からの補助金80万円の減額をお願いするものです。

以上により、収益的支出第1款水道事業費用は2億1,286万6,000円、資本的収入第1款資本的収入は415万円となります。

以上が平成28年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

日程第10、議案第61号、川西町学校給食費徴収条例の制定についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、学校給食費の徴収等に関しまして、現在の私会計方式にかわり、町の予算に計上する公会計方式の実施に必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。

主な内容は、学校給食実施主体の明確化、町長を債権者、学校給食費負担者を債務者として、学校給食費の徴収と納付の明確化等でございます。

次に、日程第11、議案第62号、川西町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制へ変更されたことに伴い、次期農業委員会委員の定数を定めるための条例を制定するものでございます。

また、本条例の附則において、従来「農業委員会の選挙による委員定数条例」を廃止することとしております。

次に、日程第12、議案第63号、川西町行政組織条例の一部改正について、日程第13、議案第64号、川西町職員定数条例の一部改正について、少し飛びまして、日程第16、議案第67号、川西町特別会計条例の一部改正について、日程第20、議案第71号、川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての4議案でございます。

これら4議案につきましては、下水道事業について地方公営企業法を適用させることに伴う条例の一部改正でございます。

各議案の改正内容を申しますと、次のとおりでございます。

まず、議案第63号、川西町行政組織条例の一部改正について、2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、町長の直近下位の内部組織から水道部を除外するための改正でございます。

続いて、議案第64号、川西町職員定数条例の一部改正について、2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、「水道の事務部局」を「公営企業の事務部局」に名称変更を行う改正でございます。

なお、現状の業務量等に応じた職員定数とするために、定数変更の改正もあわせて行うこととしております。

続いて、議案第67号、川西町特別会計条例の一部改正について、2枚目、「条

例の概要」をお開き願います。

これは、「公共下水道事業特別会計」を本条例より削除するものでございます。

最後に、議案第71号、川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、本条例に下水道事業を追加するための改正でございます。条例の名称も、「川西町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に変更となります。

次に、日程第14、議案第65号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、次の議案第66号で申します一般職の町職員の給与改正に準じて、議会議員及び特別職の賞与額の改定に伴う条例の一部改正でございます。

次に、日程第15、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、平成28年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じ、本町一般職の職員給与を改定することによる条例の一部改正でございます。

次に、日程第17、議案第68号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

これは、介護保険法等の改正に伴い、地域密着型通所介護に関する基準の追加及び関連法の改正に伴う引用条項の修正を行うための改正でございます。

次に、日程第18、議案第69号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正につきましても介護保険法等の改正に伴うもので、介護予防認知症対応型通所介護に関する規定等につきましても、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置等の規定の追加及び関連法の改正に伴う引用条項の修正を行うために改正するものでございます。

次に、日程第19、議案第70号、川西町下水道条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

これは、水道水以外の水の使用による排水について、適正な実態把握及び適正な下水道使用料の徴収に向けた規定の整備を行うための改正でございます。

次に、日程第21、議案第72号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

これは、西和衛生試験センター組合の解散により、奈良県市町村総合事務組合の

構成団体数が減少することに伴い、同組合の規約を変更することの議決を求めるものでございます。

次に、日程第 2 2、議案第 7 3 号、奈良県広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてでございます。

これは、奈良広域水質検査センター組合に平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の 7 町が新たに加入することにより、構成団体数が増加することに伴い、同組合の規約を変更することの議決を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりに取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、2 2 日午前 1 0 時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案についての委員長報告を求めることにいたします。

また、1 4 日におきましては、一般質問、総括質疑の日となっておりますので、御参集をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午前 1 0 時 4 2 分 散会）

平成 2 8 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

平成28年川西町議会第4回定例会会議録（再 会）

招集年月日	平成28年12月14日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年12月14日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員	8番 寺澤秀和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也 産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘 総合政策課長 山口尚亮 長寿介護課長 堀内規世子 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 岡田充浩	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	6番 今村榮一 議員	7番 松本史郎 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成28年12月14日（水）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
		一般質問 総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成28年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、8番 寺澤秀和議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一般質問を議題といたします。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

3番 福西広理君。

3番議員(福西広理君) 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、2点質問させていただきます。「川西町第2次総合計画の施策の評価及び第3次総合計画策定作業の進捗状況と方向性について」と「学校教育の課題の認識と川西町教育大綱に落とし込む具体策について」の2点でございます。

現在本町では、長期基本構想審議会を立ち上げ、今後の川西町の進むべき方向性を具体的に示す第3次総合計画の策定に取り組んでおられますが、この計画は、竹村町長が就任されてから初めて策定する、本町のさまざまな施策の根幹となる最も重要な取り組みであると認識しております。

そこで、この平成28年度までの第2次総合計画の施策の評価と、現在行っている第3次総合計画策定作業の進捗状況及びこの総合計画に対する町長の思い、方向性をお聞かせ願います。

また、昨年度の教育行政運営の法律の一部改正に伴い、教育大綱の策定も町長が行うことになり、本町も策定に向け取り組んでおられるところでございます。

川西町小学校、式下中学校の学力の平均点を見ますと、全国平均よりも低い水準が続いておりますが、その課題をどのように認識し、川西町教育大綱に落とし込んでいかれるのか、具体的な策をお聞かせ願います。

議長(森本修司君) 町長。

町長(竹村匡正君) 福西議員の御質問にお答えいたします。

第2次総合計画の施策の評価及び第3次総合計画策定作業の進捗状況と方向性についてでございます。

まず、総合計画の位置づけについてでございますが、総合計画は、市町村の行うべき事務として規定されておりましたが、平成23年8月の地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定義務はなくなりました。しかし、本町の中長期的な将来像とそれに向けた町政運営の方針を明らかにした最上位計画となる総合計画は策定不可欠であるとの認識に立ち、本年度に計画期間の終了を迎える川西町第2次総合計画に引き続き、昨年度より川西町第3次総合計画の策定作業を行っているところでございます。

御質問の第2次総合計画の施策の評価につきましては、平成27年度の2月から3月の間に、町が実施してきました各事業について各課担当者において有効性

評価の視点及び効率性評価の視点からの評価・検証を実施し、取り組みの成果と課題の抽出を行いました。この中で明らかになった現状と課題については、第3次総合計画の策定に反映しながら策定作業を進めております。

第3次総合計画策定業務の進捗状況と方向性についてお答えする前に、総合計画の体系及び策定体制について説明させていただきます。

今回の川西町第3次総合計画につきましては、町の将来像及び大局的な方向性を示すものとして、策定期間10年の基本構想及び各分野別の具体的な方向性及び数値目標を示すものとして策定期間5年の基本計画、以上の2階層で構成されております。

計画策定の体制としては、課長職で構成する課長会議、私も含め副町長、教育長、部長職で構成する本部会議、各種団体の代表者、有識者で構成する総合計画審議会にて御検討・御審議いただく体制により策定作業を進めております。

お尋ねの進捗状況につきましては、住民の皆様が総合計画への関心を高め、住民視点から町の将来像となるキーワードを抽出し、まちへの思いを話し合ってもらった住民ワールドカフェを開催しました。そして、川西町の現在持っているさまざまな資源やよいところを生かしながら、多くの町民の方の将来への希望としての安心安全、教育、文化、コミュニティというキーワードを頂戴いたしました。これらを中心に、基本構想の骨子となります町の将来像について検討作業を行い、「防犯・防災に強く、子どもからお年寄りまで多様な世代が安心を感じるまち」「子育てや教育が充実することにより、子どもとともにすくすくと成長するまち」、また「人だけでなく雇用の場でもある企業も成長できるまち」、そして、「自助・共助の精神で支え合い、豊かな文化の中でつながりを大事にするまち」というコンセプトに重点を置いた「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を目指すべき将来像として総合計画審議会に提案し、御承認をいただいております。

次に、課長会議におきまして、施策の方向性、現状と課題、取り組み方針、成果指標等を検討し、本部会議におきまして内容を精査し、総合計画審議会に提案し、御承認をいただくという手法で進めております。

今後の予定としましては、成果指標の参考とするため、12月中に無作為に抽出しました3,000人の住民の皆様を対象にまちづくりアンケートを実施し、5年後の目標設定に反映してまいりたいと考えております。また、基本構想につきましては、その内容について広く住民の方から御意見をいただくことを目的としたパブリックコメントを1月中に実施したいと考えております。

なお、基本構想につきましては、3月議会に議案提出させていただき、議会議員の皆様へ御審議賜りたいと考えております。また、基本計画につきましては、本年度中の計画策定・公表を実施したいと考えておりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校教育の課題の認識と川西町教育大綱に落とし込む具体策についてお答え申し上げます。

学校教育の課題の認識と川西町教育大綱に反映を予定している内容について、まずは御説明申し上げます。

さまざまな教育課題が顕在化する中、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月より施行されました。この改正により、首長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議を全ての地方公共団体が設置し、総合教育会議での協議を経て、教育に関する大綱を首長が策定することとされました。

本町では、平成28年10月より新教育委員会制度に移行し、教育施策の方向を定めるための川西町教育大綱を策定すべく準備をしているところでございます。

議員仰せの学校教育の課題の認識ということでございますが、全国学力テストにおいて、小学校は全国平均より若干低い傾向にあります。しかしながら、当該数値については、全教科のうち2教科を対象としたものであり、学力の一部であること、また、平均正答率についても対全国マイナス0.3問から0.7問以内であることから、いま少しの子どもたち、学校関係者の努力により向上が図っていける差ではないかと考えているところでございます。

続きまして、具体策ということでございますが、教育大綱の中では、本町における教育の成果と課題といたしまして、確かな学力の育成、幼児期からの一貫した教育等に取り組むこととし、「夢と希望にあふれたいきいきとした子ども」を目指します。方針といたしましては、確かな学力の育成として、少人数学級・少人数授業、さらには学び意欲の熟成・高揚のための対策として、学力の高い児童生徒には、これをより高めていけるよう、また低い児童生徒に当たっては、少しでも学力を向上させていける習熟度別学級などの取り組みを推進し、基礎学力の向上に努めるとともに、質の高い学力を育む環境づくりの推進のために教職員の資質・指導力向上などを図るための研修の充実などを盛り込んだ大綱としていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） まず、第2次総合計画の評価・検証ですが、私も拝見させていただきました。これは、第三者が評価したものではなく、各担当課の自己評価のみになっていたと思います。私から見ても成果が低いと思われる事業であっても、改善の余地なしとして低評価をつけられているところが見受けられました。やはり事業を行った担当部署での自己評価ももちろん必要ですが、第三者による事業評価も重要であると思います。第3次総合計画には、そういった第三者による明確な評価基準の取り組みは考えておられますでしょうか。

また、「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」というコンセプトで10年後の川西町の将来像を目指していくということですが、この10年後の2027年というのは、団塊の世代の方たちが一気に後期高齢者（75歳以上）となる、いわゆる2025年問題の真ただ中にある時代であります。この問題に対

していかに対策を打つか、この第3次総合計画に求められる重要課題と思いますが、町長の思いとして、10年後の川西町の将来像は、生産年齢人口を増やして人口減少に歯どめをかけ、今と同じ行政サービスレベルを維持する事業に重きを置かれるのか、もしくは、人口が減って行政のサービスレベルが下がっても、「安心 すくすく 豊かな心で暮らせるまち」をつくるための事業に重きを置かれるのか、どちらに力を入れようとされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

また、昨年度より合計しますと1,000万円以上のコンサル料をかけ、また本町職員さんの膨大な時間と労力をつぎ込んで、この総合計画策定に取り組んできているわけですが、先ほどおっしゃっていただきました議案提出いただけるという3月議会までに町民が納得できるような基本構想ができ上がらなかった場合、来年度まで延長して策定作業を継続し、より充実した基本構想をつくり上げようというお気持ちがあるのか、お聞かせください。

最後に教育問題についてですが、全国学力テストにおいて、少し低いがおおむね全国の平均並みと認識されているということですが、やはり少し低いレベルが続いている状況であります。その認識があるからこそ、少人数学級、副担任制、また習熟度別学級などの取り組みを町単で既にやっていたらと思っています。

もちろん、生き生きとした子どもが育つ環境づくりというものが大前提としてありますが、川西町の学力レベルを上げるんだという町長の強い意思表示を教育大綱の中に取り入れ、学校、教職員、保護者の方々、地域住民に示すことも、町の教育に対する雰囲気づくりとして有効であると思いますが、その点に関して町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

以上4点ですが、よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、次の第3次総合計画に対して、第三者による評価基準の取り組みは考えているかということですが、次の計画については、第三者を交えた審議会の設置、もしくは役場が評価した事業評価をホームページに掲載し、住民の皆様からの御意見をいただくなどの何らかの方向性を検討したいと考えております。

次に、10年後の川西町の将来像を目指していく、その場合に、人口減少に歯どめをかける方策を行うのか、人口が減少した場合の方策を行うのかということですが、こちらについては二律背反するような政策にはならないと考えておきまして、「安心 すくすく 豊かな心で暮らせるまち」をつくっていくことによって、一方で住民の皆様が移住していただけるのかなと考えておりますので、この方針のもと、まずは現在住んでいらっしゃる町民の皆様方に満足していただくまちをつくることによって、新たな住民の移住を進めてまいりたいと考えております。

次に、住民の皆様方が納得できるような基本構想ができ上がらなかった場合と

ということでございますが、現在、町役場挙げて、全力を挙げて基本構想をつくっておりますので、仮定の話になりますので、まずは全力を挙げて期限内に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、教育に関してでございます。

川西町の学力レベルを上げるんだという強い意思表示を持っていただきたいということでございますが、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたとおり、教育の中での学力というのは一部でございます。教育については、生活指導から、学力以外でもスポーツであったり音楽、美術、また工作など、いろいろございまして、子どもの生きる力を育てていくということが大事であると考えておる次第でございます。

なお、確かな学力の育成ということも課題の一つとしてとらまえておりますので、こういった点からしっかりと学力レベルを上げていくことについても、教育委員会並びに学校職員と意思統一を図って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 福西議員。

3 番議員（福西広理君） この計画、また教育大綱の示す将来像が、川西町の独自性を生かした、町民の誇りとなるようなものにしていただくことを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） 2 番 安井知子君。

2 番議員（安井知子君） 議長より許可を得まして、一般質問させていただきます。

成年後見制について。

成年後見、町長申し立てによる後見開始、平成 27 年度 1 件、成年後見制度利用に関する相談支援、平成 26 年度 1 件、平成 27 年度 1 件と、町長タウンミーティングで報告を受けました。

1999 年、民法改正により、禁治産者が成年被後見人と改称されるようになりました。2000 年に始まり 16 年たった成年後見制度、また、2014 年にスタートした後見制度支援信託制度等、大変重要かつ必要な制度だと思います。

が、川西町において、窓口、制度の内容、町長申し立て等をわかりやすく知らせる住民サービスはできていますか。

役場では、長寿介護課、健康福祉課、ぬくもりの郷では、地域包括支援センターが相談・支援をされているとのこと。後見には 2 種類あり、1、法定後見、本人の判断力が低下した後、家族らの申し立てを受けて家庭裁判所が後見人・補佐人・補助人を程度により選定する。2、任意後見。将来に備えて信頼できる家族や友人に頼み、契約を結んでおく。身内に適当な人がいないときは、弁護士、司法書士、社会福祉法人などを選ぶことができる。公正証書をつくって契約を結ぶ。

しかし、弁護士、司法書士には多額の費用がかかるため、周知が行き届いた後は社会福祉協議会の利用が多くなるのでは。認知症高齢者の増加に対応し、担い手確保のため、役場、社会福祉協議会において後見相談支援員や後見人を育成さ

れませんか。

一方、弁護士、司法書士等専門職による不正が年間37件、被害総額1億1,000万円、親族を含む成年後見人全体の不正は、521件、29億7,000万円を超えました。

昨年、私が天理市よりアンケートを求められたとき、「質のよい後見人を育成すべし」と答えましたが、この件、勉強していく中で大変難しく、安直に扱えないことを思い知りました。

まずは町民にわかりやすく周知が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

成年後見制度についてでございます。

高齢化社会がますます進行し、日本におきまして、現在、65歳以上の高齢者は4人に1人、20年後には3人に1人となる予想が立てられております。本町の高齢化率は、国を上回り、今年1月1日現在32.23%と、既に約3人に1人が高齢者になりつつあります。

成年後見制度は、認知症、知的障害など精神上の障害により判断能力が十分でない方々が不利益をこうむらないよう、家庭裁判所に申し立てをして、その方を法律面や生活面で保護したり支援したりする成年後見人等をつけてもらう制度でございます。成年後見人は、後見開始の審判を受けた成年被後見人の財産に関する全ての法律行為について代理権を有するもので、成年被後見人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家といった第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。

市民後見人は、自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身につけ、成年後見制度における後見活動を行う一般市民のことで、研修修了者は市区町村に登録され、親族などによる成年後見が困難な場合などに市区町村からの推選を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行います。

成年後見制度は、被後見人の財産管理や身上看護をすることができるなどのメリットがある反面、相続税対策ができなくなるなどのデメリットもございます。今後ますます独居の高齢者または高齢者二人暮らしの世帯が増えていく中で、その方々を守れる制度の普及は課題だと感じているところでございます。

本町は、法律行為による意思決定が困難な方について、その生活全般に係る必要な意思決定を代行支援する成年後見制度の利用を支援しております。また、成年後見制度利用開始の申し立てが困難な状態にあると認められる場合は、町長申し立てを行うことができます。

なお、成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難と認められる方に対し、費用の助成制度があります。また、川西町社会福祉協議会では、奈良県社会福祉協議会が実施主体として、日常生活を営む上で福祉サービスの利用

等が困難な方の援助の一つとして、福祉サービス利用援助事業を実施されております。

成年後見制度につきまして積極的な広報活動を行っていないのが実情ですが、日常の業務及び総合相談事業実施におきまして、必要な方につきましては、制度利用の支援などを実施させていただいております。

また、成年後見制度の普及啓発または市民後見人の育成などにつきましては、今後、町民の利用ニーズを注視し、検討してまいります。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 安井議員。

2 番議員（安井知子君） 成年後見制の枠に当たらない行き倒れ、無縁の人等の終えんのお世話も行政に委ねられています。核家族が横行し、人情の機微も希薄になり、ますます後見相談支援員、民生委員、自治会長等の協力を必要とする社会になりました。

今後の川西町の御努力をお願いいたします。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） 町長。

議 長（森本修司君） 4 番 伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、新年度の予算についてであります。

竹村町長は、町長になられて4年目になっています。公約の4つの活力プランのこれまでの実績を小冊子にまとめられて、町長と語るタウンミーティングで説明されました。子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり、安心して暮らせるまちづくりに重点を置かれ、子育て、教育、医療、健康、福祉、防災など、町民の日常生活に直接結びつくような施策が多く、町民の生活向上につながっているように思います。

「住民参加で開かれたまちづくり」では、フューチャーセッションなど本町では初めての住民参加型会議が開催されています。私も参加していますが、町民のまちづくりに対する意識が高まってきているように感じています。

「人、企業にとって魅力あるまちづくり」では、町の将来を見詰めた計画が挙げられます。特に結崎駅周辺整備と企業誘致は本町の2大プロジェクトとして進められていますが、これらはまだ形がはっきりとは見えてきていません。もう少し検討する時間が必要なようです。

さて、川西町長として任期はあと半年余りになってきました。1期目の最後の仕事として、平成29年度の予算編成があります。昨年12月議会でも新年度の予算について質問いたしました。私は、子育て環境の向上と、まちの基盤である安全な道づくりなど、町民が安心して住めるまちづくりに積極的に取り組めば、町の印象もさらに向上すると申し上げました。

町長は、昨年、新年度予算に対して、1、政策目標を明確にして、限られた財源を有効に使う、2、住民福祉の向上を目指す、3、町の発展の基盤となる施策

に取り組む、という3点に留意し、さらに、予算立案に際しては、私の4つの活力プランを柱として考えるよう指示している、との答弁がございました。そして、28年度、今年度の予算はそのように生まれ、特に子ども医療費、学童保育、認定こども園、川西町版ネウボラの推進など、子ども・子育て支援に重点を置かれています。また、安心安全に係る施策にも多く取り組まれています。しかし、全体で見ると健全財政ではありますが、まだまだ節約型の予算のように感じました。

その後、9月議会では、住民要望に応える内容の補正予算が組まれました。これは、町長と語るタウンミーティングの成果の一つとして、新年度予算を待たずに補正対応されたのではないかと評価しているところです。

今、役場では、平成29年度の予算編成に取り組んでおられるころと思います。町長は、当然2期目を目指して、川西町の将来の発展を考えて取り組まれていると思います。

そこで、町民の多種多様な要望、あるいは今まで先送りになっていた施策などに思い切った予算をつけて、町を元気づけるような事業を展開されてはどうでしょうか。限られた財源の中ではありますが、豊富な基金を有効に活用して、町長の意気込みを感じさせるような新年度予算を私は期待しているところですが、町長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問「新年度予算について」にお答えいたします。

その前に、まず、私のこれまでの取り組みに対しましてお述べいただきましたので、その点について、再度私より申し上げたいと思います。

町長に就任して3年5カ月が経過いたしました。川西町を何とか元気なまちにしたいとの思いより、御存じのとおり、4つの活力プラン、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」に基づいて全力で前を向いて駆け抜けてきた、このように思っております。

町民の皆さんからは、「このごろ川西町も変わってきた」「元気になってきた」というようなお褒めの言葉を聞くこともあり、少しずつではありますが、成果としてあらわれてきたのかなと感じておるところでございます。

具体的な政策についても4つのプランに沿って少し触れさせていただきたいと思います。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、重点を置いて進めてきました、まず「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」についてですが、主なものとして、子ども医療費、通院費に係る部分についての補助対象を中学校卒業まで拡大、各種任意予防接種費用の補助、母子みなし控除の創設、学童保育の充実、幼稚園預かり保育の開始、新たな認定こども園の町内開園、そして、今年9月より、川西町版ネウボラとして、子育てを一貫して支援する体制を整えるなどに取り組まれました。

次に、「安心して暮らせるまちづくり」については、主に防犯・防災体制の強化に努めてきました。おかげさまで任期中に全自治会で防災組織を創設いただいたことから、活動補助制度を創設するとともに、毎年防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めてまいりました。また、高齢者見守りネットワークを構築するとともに、サロン活動補助制度の創設、地域包括支援センター業務を民間委託することによる充実化、コミュニティバスの運行充実化など、各地域の高齢者、先輩たちもまた安心して暮らせるよう取り組んでまいりました。

さらには、今までより町民の皆様から御要望があったものの、財政の都合上、先送りとなってきた道路補修等のインフラ整備についても、この9月、議員各位の御賛同を得て進めることになりました。

そして、「住民参加で開かれたまちづくり」については、広報、ホームページの充実化、フェイスブックの開始により、まずは情報の発信に努めるとともに、役場内でのご意見箱の設置、総合計画や駅前開発プロジェクトへの住民参加型会議の開催、そして、町長と語るタウンミーティングを20の全自治会で開催し、意見の集約に努め、行政に反映させるよう取り組んでまいりました。

議員お述べのとおり、町民の皆様のまちづくりに対する意識が高まっているとすれば、ありがたいと思っております。

最後に、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」ですが、本町のブランドであります結崎ネブカのPRを商工会さんと協力して進めてまいりました。貝ボタンについても同様で、本議会でも上程しております小学校新入生に対する制服支給事業は、貝ボタンがついておりますので、普及、町外へのPRにつながればと思っております。

そして、結崎駅周辺整備と工業団地造成による企業誘致につきましては、就任当初より取り組ませていただいておりますが、県などの協力も得て進捗はしておりますけれども、まだ完成には至っておりません。恐らく残り7カ月の任期中に完了させることは困難で、まだまだ時間を要するものと思われれます。

そのほかにも、私の発案により県との協議で進んでおります、上水道施設を廃止しての県水直結配水と磯城郡3町での施設共有化・広域化、また平成30年開園予定の特別養護老人ホーム、在宅介護や認知症施策の推進事業、町営住宅のあり方検討など多数の課題が残っておりますし、今般開かせていただいたタウンミーティングでの宿題解決にも力を注ぐ必要がございます。

私のときに着手させていただいた事案であり、ぜひとも最後まで見届けたいと考えているところであり、ここで改めて次期町長選への出馬表明をさせていただきたいと思っております。

議員の御質問にもございました新年度予算について、町を元気づけるような事業に取り組んでいただきたいとのことですが、引き続き4つの活力プランのもと、より一層町が、町民が元気になる事業を展開することをお誓い申し上げ、質問の答え、決意の表明とさせていただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4 番議員（伊藤彰夫君） 町長の数々の実績を聞かせていただきました。予算におきましても、今までからの節約型から積極的型に舵を切られたように感じます。また、それに加えて町長の意気込みが感じられるような予算編成を目指しているということが伝わってまいりました。

9 月議会で追加された補正予算の一つに、道路の白線の引き直しがありました。既に工事がほとんど終わりかけ、消えかけていた白線がよみがえり、まちの景観が見違えるようになってきました。センターラインと横断歩道、交差点での「とまれ」の標示がくっきりと見え、ドライバーの安全意識が向上したのではないかと思っております。また、ほとんど消えていた通学路の歩行者通路の白線も見通せるようになり、子どもたちも安心して通学していることと思います。町民の皆さんも、まちの安全安心への心遣いを感じておられることでしょう。

住みたくなるまちの条件の一つに、美しく安全な道路があります。手入れの行き届いた美しい道路は、まちの印象をぐっと向上させます。これからも継続的に道路の安全管理に取り組まれることを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（森本修司君） 11 番 芝和也君。

11 番議員（芝 和也君） おはようございます。11 番、芝和也です。今回も、子どもの貧困問題に対する対応策について町長に質問いたします。

今年、この問題をテーマにしまして、3 月以来、議会ごとに議論を重ねてきたことは町長も御承知のとおりでありましょう。今日の状況からしまして、社会問題化している同問題の事態解決に向けまして、既に広く国・地方のそれぞれのレベルでさまざまに策が打たれつつある中、本町におきましても、特に経済的困窮者に対していかに援助していけるのか、行政としての手だてはいかに打てるのか、このあたりにつきまして、学資、給食費、就学援助制度等々の条例化、具体的に手を打つための実情調査等々、その対応を求めてきたことは記憶に新しいことと存じます。

そこで、来春より小学校入学時の制服の支給が示されまして、今般、それに向けた予算案が計上されているところであります。一連の議論の反映があらわれたものと理解しているところでありまして、背景にあるところの経済的な手だてとしての具体策と心得ますが、この辺、本町の財務状況からして、入学支度時の支援としてはもっと踏み出すことはできないものなのか。中学校も含め、その対象を広げることや、経済的支援と言うならば、もっと大きく影響する点では、議論の最中にあります給食費への手だてもそうでありますし、同僚議員からも既に提起があります子ども食堂もそうでありますし、高校や大学等高等教育に対する入試費用も含めた授業料に対する援助制度等々を手がける取り組みであります。

子どもの貧困問題解決に向けての取り組みは、町としても力点を置いて取り組む問題と心得ますが、これらの取り組みに対する町長の御所見を改めてお伺いいたします。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問、「子どもの貧困対策問題について」にお答えいたします。

子どもの貧困は、教育の機会を奪うだけでなく、貧困の連鎖により格差社会がますます進んでいく可能性もあることから、国・地方を挙げて取り組むべき重要な行政課題の一つであると認識しております。

議員の御質問にもございましたように、子育て支援、子ども支援対策の一環として、また、低所得者世帯に属する子どもへの支援の一環として、新1年生に対する入学時の制服の支給をさせていただくよう、今議会に補正予算を上程させていただいております。

また、御質問の中で、子どもの貧困対策としてとり得る対策として提示していただいております入学時支援のさらなる拡充、中学生への対象の拡充、給食費への手だて、入試費用、授業料等、これらにおきましては、国や県、他市町村の動向を見ながら、町として取り組むべきことを整理するとともに、本町の児童にとって有効となるような施策をよく調査し、検討してまいりたいと考えております。

また、子どもの貧困対策として注目を集めております、こども食堂についてでございますが、経済的な理由から家で満足な食事をとれない子どもに温かい食事を提供する民間発の取り組みでございます。趣旨に賛同した地域のボランティアや子育て支援などに携わる大人が運営に参加しておられ、無料、また数百円で食事を提供し、食材は寄附、調理は地域のボランティアが手がけることが多いとのことであり、このようなことを本町内でも取り組もうと考えておられる団体または個人がおられましたならば、場所の提供等、支援できることについてはできるだけきりしてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、御理解並びに引き続きましての御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 貧困対策の取り組みは、行政の取り組みとしても重要施策という位置づけで、力点を置いていきたいという趣旨のことを御答弁いただいたかと存じます。中身においては、国、県、他市町村の動向を見きわめて、どういう取り組みができるか、その辺精査していきたい、こういうことでありました。

こども食堂には、そういう動きがあるならば支援していきたい、こういうことでありましたので、それはあるようですので、そこは鋭意手だて等に取り組んでいただけたらというふうには思います。民間の取り組みというお話もありましたけれども、既に行政が手だてを打ってやっているところもありますし、国や県、他市町村の動向をいろいろ見きわめるという中では、その辺もぜひ検討に入れていただけたらというふうに思いますので、そこはよろしく願いしたいと思えます。

そこで、他市町村の状況ですけれども、今おっしゃいましたように、その辺精査していくということでしたが、現時点でその辺はどのようなふうには照らし合わせておられますか。お伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 前回の議会でも他市町村の動向を調査したいと申し上げまして、たしか平群町と奈良市で調査に取り組んでいるというお話をさせていただいたと思います。両市町の状況を確認しましたところ、平群町につきましては、現在アンケート調査を実施して、その回答の分析をしているところ、また奈良市においても同様でございまして、アンケート調査を実施し、その回答を分析しているということでございまして、現在本町からは、アンケート調査の内容について、どのようなアンケートをされているのかというところを確認しておるところでございまして。

そのような結果を踏まえまして、本町でも今後どうしていくのか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それは、実情調査の取り組みを平群町、奈良市でやってるから、その状況を踏まえて参考にしていくという話で、前回も言ってもらったと思うんですけども、それとは別に、実際に現在、県下も含めまして市町村レベルで、こういった子どもの貧困対策に対して教育分野、福祉分野、分野はいろいろありますが、そういうところで大なり小なり取り組みがさまざまございまして、その辺、県内を中心にでも構いませんけれども、つかんでいる状況、照らし合わせておられますかと、そういう意味ですので、もう一度お願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 恐らく入学時支援に対するもの、また給食費の手だて、授業料等についての他市町村の状況を確認していただきたいという向きだと思うんですけども、現在まだ調査中でございまして、明確にお答えすることはできないということでございまして。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 実際手だてを打っているところもありますので、その辺を見ていただいて、町長の先ほど示されました政治姿勢の意向からしても、全然相反するものでもありませんので、その辺は鋭意積極的に取り組んでもらえたらというふうに思います。

そこで、具体的にお伺いしますが、今般補正で出ています小学校入学時の制服の支給ですけれども、経済的な手だてとしてその辺を応援していったら、貝ボタンも普及していくという観点で、これは寄附という形ですので、そういう点では、町が買い取ってやっていたら経済対策という形にもなるかもしれませんが、それはそれとしまして、経済的な手だてとして支援していくということでの制服の支給ということになりましたが、中学校入学も全く同様の問題が親御さんにはかかっていると思いますが、そこはいかがお考えでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 小学校、中学校の経済的な分野につきましては、入学時に一

番お金を要するというのがいろいろ分析した中でわかってきたことをございまして、そこで小学校の入学時の制服を支給することで、その一助になればと考えて、今回議案に上程させていただいた次第なのですが、中学校につきましては、現在三宅町との組合立で運営しておりますので、本町だけの思いで実行するわけにもなかなかいきませんので、また三宅町とも、子育て支援、また低所得者への支援対策等々、意見調整をしながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 三宅もあることだからということで、意見調整していくということでありました。子どもの医療費のときもそうやったんですけれども、要するに、川西町として川西町住民に対して施策を行うわけでありまして、三宅の問題は三宅町がしはるようになるというふうには私は思っています。

川西がすることで三宅に波及するという問題も、これは一方ではプラスの連鎖になったらいんですけれども、そういうこともありますし、その辺では町の独自施策として大いに取り組んでもらったらいというふうには思いますが、そこは意見を調整しながら検討していくということでありましたので、今言うたような方向でプラスして積極的に取り組んでもらったらと思うんです。

そういう経済的な一助としてやるならば、中学校のほうがよりお金がかかるわけですから、安いほうをしたわけですので、高いほうにせんというのは、考え方としては、そこを助けてあげようという取り組みですので、そういう点で言うたら、負担が大きいところも助けんなん、こうなるとは思いますけど、そこら辺はいかがですか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 議員がおっしゃっていることはよく理解はしておるんですけれども、やはり中学校につきましては組合立でやっていることをございまして、一方の町だけが支援して、一方が支援しないということになりますと、子どもたちへの影響も考えられることをございますので、やるとするならば足並みをそろえなければいけないというところで、制服支給以外にもどういった形で子育て支援ができるのかということ、三宅町さんとしっかりと話し合いをさせていただきたいと考えております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 了解です。したいけども、組合立の問題があるということで、そこは向こうと相談してと、こういうふうにとっておきますが、そこはより積極的に働きかけて、せつかく経済的にどういう支援ができるのか、その一助になればという取り組みならば、より負担がかかるという分野に対しても、同じ問題ですので、施策が講じられるという方向で、一日も早く実ることを求めておくものであります。

加えて給食費の問題なんですけれども、これも毎日の積み重ねのことですので、そういった経済的な負担を応援していくということになるならば、これもその一

部を応援するだけでも大分変わってくると思うんですけれども、この辺についての考え方はいかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 給食費につきましては、保護者の皆様方に御負担いただいておりますのは材料費だけでございまして、調理に要する人件費、また光熱費は町で負担していくということから、いわば一部は支援させていただいているということでございます。

給食費、材料費についての支援というところでございますが、これはまた町民の皆様方、また議会議員の皆様方、そういうような機運が高まってくればというところでございます、今のところは考えていないというところで回答させていただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 機運が高まればということですので、機運が高まるようにみんなで頑張っていったりというふうに思います。

確かに町長おっしゃるように、給食全体ではありません。御父兄が負担されてる材料代の一部を応援していく、特に、今、経済的には全住民に対していろんな分野で負担がかぶってきてるし、出と入りの関係で言うたら、入りが細なつてんのに出は増えていくみたいな、流れとしてはそういうことになってきてますから、なかなか大変なんですけれども、とりわけひとり親世帯が厳しいですし、ひとり親世帯の中でも母子家庭がより厳しいというのが社会の実態です。そういう点で、子育ての間について回る分野で言うと、公費でできるだけ工面してあげたらというところが視点の置き方ではないかというふうに思います。

財務状況も、うちの場合は、町長の手腕もありましょうし、従前からのそういった財務の見方もずっと今日まで受け継がれてまして、そういう点では非常に安定してきている。単年度だけの動きですけれども、例えば学校を建てましたが、積み立てて用意しておいたお金もそのときに全部使い切りませんでしたから、それが今は減債基金とか財政調整基金とか、そういうところへ振り分けられて、自由にいろいろなところに使えるということにもなってますから、そういう意味では、住民施策として大いに打っていける財務体力はあると思っておりますので、その辺の見方としては、町長は予算のまくばり方、見きわめ方をどういうふうに見ておられるか、この分野でお聞かせください。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） おっしゃいますとおり、過去の積み重ねとしての基金は積み上がってきてはおります。また、単年度の予算状況についても良好な状態で進んでおりますけれども、国の状況を見ますと、例えば来年度の地方交付税につきましても、現在、財務省と総務省のほうでやり取りがございまして、削られる可能性があるということで、将来的には予断を許さないような状況になっております。

そのような中、私も公約で「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」というものを掲げておりますけれども、一方で子育て世代以外にも多く

の町民がいらっしゃるわけでごさいます、その分配につきましては慎重に慎重を重ねながら検討してまいりたい、将来の収入状況も見きわめながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） もう時間が来ましたので、最後になります、学資の手だてです。

現在、県内で既に支度金という形で高校や大学の入試時に出しているところ、それから、奨学金として貸し付けて、後で返済せんなどところ、貸し付けるけども、卒業後も在住して就職して働いてくれる人には返済は猶予しているという制度をとっているところ、また、高校・大学入学時には初めから奨学金として給付しているところ、大きく分けてこういう4つほどのやり方で既にやっている市町村があります。先ほど、照らし合わせて情報収集して調査していくということでありましたので、そこはぜひそういう具体的な事例も参考になさって、実際同じ市町村として既に踏み切ってやっているところがありますので、その辺、川西町としてもぜひ実施に向けた取り組みの俎上に乗せてもらうように求めまして、今回の質問を終えておきます。

その点、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 1番、松村定則でございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、就学相談についてであります。

川西小学校の特別支援学級に在籍する児童数が5クラス、23人で、来年度25人になると伺っております。川西小学校では、ほかの学校では見られないほど多くの教員と支援員の配置をしていただいていることに感謝申し上げます。

ただ、発達障害があるかと思われる児童でも、支援学級に在籍されていない場合があると聞いております。就学先が本人、保護者と一致しなかった場合、特に初めてのお子さんが入学される保護者には、就学相談を丁寧に進めていく必要があると思います。

一人一人のニーズを把握して、幼児や児童の適切な就学の場について保護者とどのように合意形成されているのか、対応をお伺いします。

また、障害のある児童生徒一人一人に作成する各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に示した個別の支援計画の作成状況についてもお伺いします。

2点目は、住居表示についてであります。

川西町には住居表示されている場所はほぼないと思います。いつ起こるともわからない災害時の住民の安否確認や火災の発生時、交通事故や急病人などの緊急通報に遭遇したときなど、身近に住居表示があれば、迅速・正確に通報できるのではないのでしょうか。

個人情報保護の問題も考えなくてはなりません、町内掲示板や町施設、各自治

会の公民館や主要道路の交差点などに住所地番表示があればよいと考えます。町としての見解をお伺いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

就学相談については教育長よりお答えさせていただきますので、私からは住居表示についてお答えさせていただきます。

議員お述べのことにつきましては、消防などに緊急に通報しなければならないときに近くに住居表示があれば、事故などの発生現場を正確・迅速に伝達できるのではないかと御質問の趣旨と承りますが、住居表示については、住居表示に関する法律に基づく住居表示制度があり、それに基づいて町全域で表示することになれば、街区方式で表示するのか、道路方式で表示するのかというようなことなどの表示方式を定めることから始めなくてはならないことになり、新しい町名、符号、番地に住所の表示が変わる場合もあることなどを考えれば、個人または会社・事業所の方々には社会的・経済的な負担をしていただくこととなります。さらに、区域の確定等の作業では、区域の皆様方の理解と協力、そして地元自治会との調整が必要となってまいります。これらのことを考えますと、非常にハードルが高い作業になると予想されます。

議員が懸念されております緊急通報時の位置確認については、電話での通報の場合は、消防署でおおむねの発信位置の情報が把握できるということでございますので、申し上げました必要な作業を考えますと、住居表示については緊急に対応する必要度は低いのかなと考えております。

ただ、議員がおっしゃっているような自治会ごとにある掲示板、役場、関係庁舎や各自治会公民館及び交差点付近の工作物への住所地番表示については、近隣自治体の状況も確認しながら、住居表示方法等を検討し、個人情報保護に問題等がなければ、地元自治会からの意見も参考にして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） それでは、松村議員の御質問にありました、本町の就学に係る相談体制についてお答えいたします。

まず、文部科学省による障害を有する児童生徒の小中学校においての在籍調査について見てみますと、高機能自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の可能性のある児童生徒は、特別支援学級に入級している子どもたちを除き、通常の学級にも6.5%程度が在籍しているとされています。

また、これらの障害の発生頻度は非常に高く、人口のおおよそ10%という推計値もございます。これら障害を有する児(者)への支援で重要なことは、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を本人及び保護者等の意向を踏まえながら、関係機関や関係者の緊密な連携のもと、継続的に実施することが重要であるとされています。このことから、本町といたしましても、教育委員会、児童福祉部門

との連携をより密にして、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

現在の本町においての相談業務につきましては、教育委員会・教育総務課、健康福祉課、保健センター、子育て支援センターにおいて、その対応を担っております。

御質問にあります就学時における教育相談につきましては、就学指導委員会を川西町、三宅町で共同設置し、幼児、児童及び生徒の就学並びに教育相談を行っているところでございます。

障害を有する子どもの教育に当たっては、その障害の状態などに応じて可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このためには、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人、保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要となってきます。決定に当たりましては、教育委員会担当者、幼稚園・保育園の担当者、保健福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者がかかわっていますが、客観的な資料に基づき決定するものでございますので、本人、保護者の希望とは一致しない場合もございます。このような場合は、本人、保護者を含め、関係者が必要な支援について共通理解を深め、教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図っていけるよう、相談を繰り返しながら、その対応を図っているところでございます。

次に、障害のある児童生徒一人一人に作成する個別の支援計画の作成状況についてでございますが、幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化・多様化等に対応した教育を一層進めるため、個別の教育支援計画の手引を本年4月に策定いたしました。この手引による園・学校の担当教員の研修会を5月に開催し、また、各園・学校では、8月に個別の支援計画の運用について校内研修を行い、現在は個別支援計画の作成におのおので取り組んでいただいております。

今後は、この支援計画も活用しながら、障害を有する幼児・児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森本修司君） 松村議員。

1番議員（松村定則君） 御返答いただき、ありがとうございます。

まず、住居表示のことではありますが、やはり緊急時には、私も通報を何度かしたことがあります。まず住所を聞かれます。そのときに、自宅近くであればわかるのでありますが、離れたところ、初めての場所では地番なんかはわからないので、説明に苦慮することがありました。川西町内では、交差点表示もされているところは、私の知る限り1カ所かなと思いますので、それ以外の場所でも交差点の表示がされていると、適切な通報ができるのかなと思っておりますので、で

できれば整備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、就学指導の件であります、本人や保護者は就学への強い不安を持っております。通常学級か支援学級か、周りの子どもたちや先生に理解してもらえるのだろうか、いじめに遭わないのか、不登校にはならないだろうか、いろいろ心配をされております。できることならば、御家族さんが納得されるように、何度も相談の機会を持っていただくことを切に願ひするものであります。

個別の支援計画につきましても、今お述べになりましたけれども、在学中のみならず、乳幼児期から学校卒業までを見通して作成されていく。すなわち就労までを見据えての計画を立てるということであります。このことに重きを置いて、その子の今から将来を見据えて支援計画の作成、その活用をしていただくことを切に願ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） これをもちまして、一般質問を終わります。

続きまして、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第73号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてまでの19議案について一括議題といたします。

去る12日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） それでは、一般会計の補正、国保会計補正、介護保険事業会計の補正でお伺いをいたします。

一般会計では1点ですが、国の臨時福祉給付金が、秋の臨時国会で先だって通過しましたので、予算化されてはいますが、いつからすんねんということになりますと、29年5月1日からの予定というふうに聞いているところですが、せっかく予算を組むわけですから、28年度内、今年度内で行き渡るようにすることはできないのか、その辺について内容を説明いただきたいと思ひます。

次に、国保会計についてであります。

こちらは、必要な給付費確保の増額補正という形になってはいます。財源は基金の取り崩しで充てていることにはなりますが、傾向としては、医療給付費は高額療養費を中心に膨らんできているのが実態ですので、そういう高騰する給付費の状況と、これまでと今後のその辺の動向の見通し、この辺についてはどう見ておられるのか、まずその状況を説明されたいと存じます。

また、財源工面なんですけれども、当座、国保は基金が一定ありますので、それで調整はできるんですけれども、30年から国保が県一本ということで、今移行の時期に来ていますので、そういう財源のやり繰りの仕方で基金が底をついた場合、30年から新たな制度に乗りかかりますので、それまでもう期間がそうありませんので、その間、保険料率の変更等を考えるのではなくて、仮に底をついた場合は、一般財源で補填をして急場をしのぐという考え方はあるかないか、そ

の辺について方途を示されたいと存じます。

それから、介護保険事業会計の補正についてであります。

こちらも給付費の増減が行われていますので、その差し引きで浮く分を基金に積むという処理になってはいますが、この積んでいく基金は、次の事業計画の保険料算定時にそれを入れて、保険料が上がる場合はそれを抑えるということに使える、そういう調整用に用いることは可能ですが、これまでの傾向から、次の事業計画を組む場合、その辺の状況、見通しはどういうふうに観測されているか、説明されたいと存じます。

それと、需要と供給の関係ですけれども、近場にいろいろ施設ができてまいりまして、サービスの供給が充実してまいりますと、どうしても利用は増えていくということになりますし、それは有効に活用してもらうことがええわけですけれども、認定を受けていてサービスがいろいろ組まれますけれども、利用料の負担能力から、自分が組んでもらっている限度額いっぱいまで使えない、どうしてもそこまでは負担でけへんから、サービスはこれだけ受けられるけれども、私はこのぐらいに抑えておきますというふうな方の場合ですけれども、そういう事象が起こった場合、やっぱり何らかの手だてを打たんことには、その人はここまで受けられるのに、負担能力の関係からこれだけしか無理やということになりますと、サービスを欠くことになります。

この辺、そういった問題を拭うすべはないのか、考え方をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） まず、一般会計補正予算の臨時福祉給付金について、議員お述べのように、28年度内に行き渡ることができないのかということについてお答えします。

今回補正計上いたしました臨時福祉給付金は、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分といたしまして、平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う低所得世帯の食料品実質額の増加分、いわゆる3%アップ分を参考に、1万5,000円支給するもので、対象者は、平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者となっているところです。

しかし、現在のところ、より詳しい情報が国からもなく、給付金システムがいつ提供できるか、システム開発業者からの情報もないことと、臨時的な施策であることから、実施する場所や人員の確保などのめども立っていない状況であること、並びに、先ほども申し上げましたが、現在、平成28年度の臨時福祉給付金の給付も実施中でありまして、同時に実施することは混乱するおそれもありまして、住民への周知時期等明確にできないため、平成28年内に支給することは困難な状況かと考えております。

今のところ、平成29年4月広報で住民に周知し、5月から実施したいと考えております。

続きまして、国民健康保険特別会計の保険給付費の現状と今後の傾向についてです。

近年の生活習慣病患者の増加や医療技術の進歩、人口の高齢化などにより、医療費は全国的に増加傾向であり、川西町においても、各年度により波はありますが、同様に増加の傾向が見られます。今年度につきましては、3月診療分から9月診療分までの7カ月間が経過しましたが、当初から3カ月間は見込みより若干多いものの、一般被保険者療養給付費は、月当たり4,700万円前後で推移していました。しかし、6月診療分以降9月診療分までの4カ月間は、一月当たり5,100万円前後で推移し、月400万円から500万円程度増加しております。

増加の要因を検証いたしますと、入院日数や通院日数の影響もありますが、やはり高額な治療が新たに開始された例が挙げられます。例を挙げますと、6月診療分が1名、7月診療分が1名、血液関連の疾病により新たな治療が開始されています。それぞれの給付費が月200万円や月100万円といったところからも、その要因の一つと推測できます。また、慢性腎不全の患者も増えておりますので、長期にわたり継続して治療を行われることとなります。ちなみに、週3回の人工透析治療を受けておられる方が9名おられます。それらの治療にかかる費用として、1人月当たり40万円かかることとなります。また、現在のところ目立ったところはありませんが、がんの特効薬として期待されているオプジーボなどの超高額薬剤の使用による医療費の増加も今後の可能性としてはあります。

今後もこのような傾向、状況は続くと思われ、現在16名の方が3カ月以上の長期入院をされております。それらの病状等を分析する必要があると考えております。

次に、増加する給付費に対する財源として財政調整基金を取り崩して対応しておりますが、県一本化までに基金が底をつく場合には、従来より申しておりますとおり、一般会計からの臨時的な補填は行わず、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度に充用することとなります。その場合は、翌年度歳入から前借りすることとなります。翌年度の歳入につきましては、その分収入も確保する必要がありますので、応分の保険料の上乗せで被保険者の皆様に負担をお願いすることとなります。

そのような状況にならないためにも、特定健康診査を中心とした疾病の早期発見及び生活習慣の見直しによる糖尿病などの生活習慣病の予防に重点的に取り組む必要があると考えております。

続きまして、介護保険事業勘定特別会計補正における介護給付費準備基金の傾向と将来の見通しについてです。

介護保険事業は、老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして事業を進めているところです。介護保険給付費は、保険料と国庫負担金などの補助金と税金を財源に賄っております。平成27年度から29年度までを計画期とする今期計画期では、介護保険制度の動向を踏まえ、平成37年度までの介護保険事業の事業費を見込み、事業計画を策定しています。第1号被保険者の介護保険料基準額は、この計画策定において給付費と地域支援事業費の見込額等により、保険料

収納見込額から必要保険料を算定しています。今期計画につきましては、在宅介護に移行する方向で推計しておりましたが、実績が計画値よりも減少傾向となり、施設介護サービス及び地域密着型介護サービスが増加している状況であります。

一方、介護認定率が見込率を下回ったことにより、介護給付費準備基金6,000万円の取り崩しを見込んで保険料を算定していましたが、計画2年目の平成28年度末見込料で基金への積立金増額補正をお願いしているところです。

基金積立金は、次期計画の保険料算定、または将来の介護保険制度の安定運営のための財源となります。今後もこのような形で推移すると見込んでいます。

次に、介護保険サービスの需要と供給の関係ですが、介護保険サービス利用者の負担が高額になったとき、高額介護サービス支給制度がありますが、その限度額の負担も賄えないという低所得者で生計が困難である方及び生活保護受給者に係る利用者負担対策として、社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減制度による助成事業があります。この事業は、本町がある基準に対して生活困難者と認められる方が利用者負担の軽減を実施する旨の申し出をした社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用する場合にあって、その法人等が利用者負担を軽減した場合、原則として利用者負担の4分の1または2分の1軽減というところですが、そういう形で軽減した場合について、町が当該社会福祉法人に対して軽減に要した費用の一部を助成するという形になります。

また、生活保護受給者の場合につきましては、中和福祉に確認しましたら、条件によっては生活保護費で賄える場合もありますので、そのような場合については相談してほしいと。ただ、現在のところ、ケアプランを作成していますケアマネージャーからは、負担することが困難であるといった相談もありませんが、希望するケアプランに対し、負担することが困難な状況にある方がおられる場合、担当課等に相談していただきましたらいいのかなと思います。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 臨時福祉給付金は、今やってると重複する問題も出てくるし、給付していくためにいろいろシステム等を変えていかんなんから、その辺、まだ中身が示されへんので、いずれにしても物理的にしんどいからという話でありまして、29年4月広報の周知で5月実施という答えやったかと思います。

この辺、情報としてはもう既に町長も我々もみんな承知のとおり、「国会通って、また給付金出んねんとう」という話になってますので、その辺のいきさつも含めまして、今般の給付金につきましては、年明け早々に、今年5月実施ぐらいということで、周知については、どういう予定でいつごろから始まるというのは早く知らせたらというふうにも思いますので、その辺は、町長御自身、給付される側、待っておられる側の「あれ、どうなんねんやろな」という、その辺の心理が働いていることは御想像されると思いますが、その辺について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、国保会計のほうですけれども、いずれにしても、医療費はいろんな治療方法とか薬とかが日進月歩で新しくなるから、やっぱり高額になってくるといことで、給付はだんだんと増えてきているという傾向だという話でありました。その財源を、とりあえず基金を崩して支払いの財源に充ててるといことですが、それは、翌年度から借りて繰り上げ充用でいくという話でありまして、部長もおっしゃいましたが、そういうことをする以上は、それに見合う収入を見積もらんとあきませないので、そこら辺は保険料に反映してくると、こういう話でありました。

昨年度も大体1年を通じて社会保障関係のやり取りを町長とも一般質問を通じてやっていたときですけれども、いずれにしても、支払いに必要な分を保険料でどれだけ見積もるかというのは何ほどもできますけれども、結局、それを賦課しても、払う側は負担の限度を超えてくるとどうしても払えなくなる、こういう問題が生じてまいります。そこで、そういった問題をしのぐために、そういう底辺を支える手だては打たれへんのかと、こういうやり取りをずっとしてきたところでありますけれども、きょうお聞きした内容でいきますと、もし足らんようになった場合は翌年度から借りて、その翌年度の保険料は貸した分を回収せんとあ記ませないので、その分上積みした保険料で設定していかざるを得ない、こういう話になりますので、そのことからいきますと、負担は高まらざるを得ないという状況にあるかと思っておりますので、その辺の見きわめ、町長のさじ加減ですが、どのようにお考えか、お示しいただきたいと思っております。

とにかく保険会計から支払わんなん分は、これはもう保険医療をやって医療給付費が上がっても、払わんなんものは払わんなんですので、そこは工面せんとあきませんけれども、それを保険料という形で回収するというシステムにしてしまうと、そういった負担が高まらざるを得ないという問題がありますので、そこをそうならんようにということを求めているわけですが、その辺、町長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

介護保険のほうは、より一層、医療保険以上に窮屈といいますか、縛りがかかっていますので、底辺を支えるといことではいろんな方向で工面するといのはなかなか厳しそうですし、今聞いている限りでは、実態としては、実際サービスはあんねんけども、それが限度額まで使われんと、負担の関係上、半分ぐらいしか使われへんねんとい実態はないといことでしたので、それは状況としてはそういうことだと思っておりますが、この辺も、結局同じように起こってくる問題ですし、先ほど同僚議員からの質問の中にもありましたように、近い将来、介護保険の1号被保険者になる皆さんの人数、実数がどんどん増えてくる。分母が増えるといことになると、どうしても利用される方もそれに応じて増えてくる、こういう相関関係にはありますので、その辺の手だてをやっぱり打っていかんことには、サービスの給付を欠くといことがあってはあきませないので、必要ではないかと思っておりますが、その辺、町長としての御所見、また、やわらげる手

だてについての見通しをお聞かせいただければと存じます。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、臨時福祉給付金の周知方法について、事前に案内できないのかというようなお話だったと思いますが、現時点で急いだとしても、広報でお知らせするには、一番早くても2月広報なのかなということでございます。ですので、先ほど部長が申し上げましたとおり、さほど日にちも変わりませんので、4月広報で住民に周知し、5月からの実施ということでさせていただきたいと考えております。

次に、国保会計についてでございます。

27年度決算を閉めた段階での基金の残高が約8,500万円ございました。今回の補正を含めまして、取り崩しで、28年度現時点では5,300万円ほど予定しておりますが、一方で、歳出には予備費として2,000万円ございます。ですので、そこからいくと、恐らく30年の県一本化までに基金が尽きることはないのかなと思っはるんですが、仮に尽きた場合は、先ほど部長からの答弁にございましたとおり、繰り上げ充用という形で、次年度以降の保険料に不足分は上乘せさせていただきたいと考えております。

一般会計からその分補填できないかというようなことでございますが、従来から答弁しておりますとおり、一般会計からの繰り入れについては行わないということでございます。

最後に、介護保険の分について、負担能力から限度額いっぱいサービスが使えないことが起きた場合にどうするのかということでございますが、現時点では、先ほど部長からの答弁もあったとおりの対応で行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、都市公園等遊戯施設整備についての質問でございます。

これは、公園維持管理事業費として、今回の補正予算において4,000万円を全額繰越明許費として処理するということでございます。今年度はまだ3カ月余りあるのに、なぜこの時期に全額繰り越されたのか、その理由を質問する予定でしたが、12日の町長の議案説明の中で、プロポーザル参加事業者の急な辞退により、今年度内執行ができなくなったためとの説明がございました。また、国の補助金は未契約で繰り越しできないので、年度内に再度プロポーザルを行い、年度内契約を行って繰り越しをするという説明がございましたので、それは了解いたしました。

この都市公園等遊戯施設整備については、3月議会において、町内約40カ所の遊戯施設を3カ年計画で更新するとの当初予算の説明を聞いて期待しておりました。しかし、繰り越した場合、国補助3カ年のうち残り2カ年で整備事業を完

了しなければなりません。現在、遊戯施設が壊れて使えない状態の公園も目につきます。

公園は、地元の人たちの憩いの場です。地元の人たちが利用しやすいように、地元の意見や要望を聞き、安全な公園にしなければなりません。全体の総事業費も大きいと思いますが、これからあと2年、どのような計画で整備を進めていけるのか、お尋ねします。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（西村俊哉君） それでは、伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

公園整備をどのように進めていくのかというような御質問の向きでございますが、公園整備につきましては、平成25年度に公園施設長寿命化計画を策定いたしました。続きまして27年度にも、川西町総合戦略の一環といたしまして、都市公園施設整備調査分析業務を実施いたしましたところでございます。

その中で、町の都市公園につきましては、今後、人口構成に照らし合わせて、年齢別に見て公園の主な利用者を対象とした整備を進めようというふうに考えておるところでございます。

その方策といたしまして、子どもや高齢者の多様なニーズに対応できる基幹型公園というものと、主に地区内の親子が安心して過ごせて、地域の憩いの場になるような地域型公園、この2種類に種別化いたしまして、重点的かつ効率的な公園の再整備を目指していこうというふうに考えておるところでございます。

これらの具体的な再整備につきましては、人口減少や少子高齢化というような状態、また、ライフスタイルの変化に伴うニーズ等を聞き取りながら、遊具の更新を行う公園の関係自治会と調整を行いまして、必要遊具の絞り込みを行った上で実施していくというような考えでございます。

整備につきましては、健全度の調査というものも別に行っておりますので、健全度が低い遊戯施設があるというような公園を優先して行おうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 地域の中で子どもが多い地区もありますし、高齢者の多い地区もでございます。最近では、高齢者向けの健康遊具的な施設もはやってきているように聞いております。

いずれにせよ、地元住民に喜んでいただけるような整備を期待しておりますので、いい公園をつくるよう、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（森本修司君） これをもちまして、総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

（午前11時43分 散会）

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成28年12月15日(木) 午前10時 開議

日程第1 議案第55号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

〈一般会計〉

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P.13
	款3	民生費	項1	社会福祉費	P.14～
			項2	児童福祉費	P.15～
			項3	人権施策費	P.16～
	款4	衛生費	項1	保険衛生費	P.17
			項2	清掃費	P.17～
歳入	上記関係歳入				P.9～

日程第2 議案第56号 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第3 議案第57号 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第4 議案第58号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第5 議案第68号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第69号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

その他

閉会11時02分

出席委員

委員長	石田 三郎	副委員長	松本 史郎
委員	安井 知子	委員	伊藤 彰夫
委員	大植 正		
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘

総務部長	西村 俊哉
総務課長	大西 成弘

福祉部長	下間 章兆		
住民保険課長	岡田 充浩	健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	堀内 規世子	健康福祉課主幹	中川 辰也

会計管理者	奥 隆至
-------	------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
--------	-------

欠席委員及び職員

委員	寺澤 秀和
----	-------

総務建設経済委員会議事日程

平成28年9月14日（水） 午前10時 開議

日程第1 議案第55号 平成28年度川西町一般会計補正予算について

〈一般会計〉

歳出	款1	議会費	P. 11
	款2	総務費	P. 11
	款5	農商工業費	P. 18
	款6	土木費	P. 18～
	款8	教育費	P. 20～
	款10	諸支出費	P. 24
歳入		上記関係歳入	P. 9～

日程第2 議案第59号 平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第3 議案第60号 平成28年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第4 議案第61号 川西町学校給食費徴収条例の制定について

日程第5 議案第62号 川西町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

日程第6 議案第63号 川西町行政組織条例の一部改正について

日程第7 議案第64号 川西町職員定数条例の一部改正について

日程第8 議案第65号 川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第67号 川西町特別会計条例の一部改正について

日程第11 議案第70号 川西町下水道条例の一部改正について

日程第12 議案第71号 川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第72号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第14 議案第73号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加の変更について

その他

閉会12時30分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	今村 榮一
委員	森本 修司	委員	松村 定則
委員	芝 和也	委員	福西 広理
副議長	安井 知子		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘

総務部長	西村 俊哉	総合政策課長	山口 尚亮
総務課長	大西 成弘	税務課長	石田 知孝
債権管理課長	福本 誠治		

産業建設部長	吉田 昌功
--------	-------

教育長	山嶋 健司		
教育次長	栗原 進		
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長心得	南本 政勝

水道部長	福本 哲也
------	-------

会計管理者	奥 隆至
-------	------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
主事	松本 雅司

欠席委員及び職員

平成 2 8 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 3 号)

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

平成28年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成28年12月22日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成28年12月22日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 会計管理者 奥 隆至 水道部長 福本哲也 産業建設部長 吉田昌功 総務課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	6番 今村榮一 議員	7番 松本史郎 議員

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成28年12月22日（木）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 議案第55号～議案第73号 質疑・討論 採決

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成28年川西町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る12日の定例会において上程されました、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第73号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についての議案19件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員会の報告を求めます。

厚生委員長、石田三郎君。

厚生委員長(石田三郎君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る12月12日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、12月15日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、委員より、臨時福祉給付金の支給率について質問があり、当局より、「臨時福祉給付金については、過去3回実施していますが、基準日に川西町に住民票があり、どなたにも扶養されていない住民税非課税の方が対象となっており、個人情報保護の関係から、担当課として正確な対象者数は把握できませんが、平均して90%を上回っています。今回補正計上している給付金は、支給対象者として、平成28年度当初予算で実施する臨時福祉給付金の対象者と同じであることから、申請勧奨等実施することにより、周知徹底したいと考えています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算を承認いたしました。

続きまして、議案第56号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第57号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第58号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第68号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第69号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての条例改正2議案について、委員より、「当該条例改正の対象

者となる事業所は町内にあるか」との質問があり、当局より、「議案第68号については、定員19名未満の通所介護、いわゆるデイサービス事業所が対象となり、町内に2カ所ありますが、議案第69号につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業者が対象となりますので、現在のところ、対象となる事業所はありません」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第68号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第69号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを承認しました。

次に、今回上程された議案以外で、平成28年度福祉部所管の事務事業関係について、委員より、平成30年度から国民健康保険事業の奈良県一本化への進捗状況について質問があり、当局より、「奈良県健康指導課主宰の国民健康保険担当課長職で組織するワーキング会議に参加し、一本化に向け、統一保険料率や保険料の激変緩和の方法など各種課題について議論しているところでありますが、決まったものは現在ありません。来年1月から、県保険指導課が県内各市町村長へ現在の検討内容の進捗状況を報告・説明される予定です。担当課といたしましても、来年度の早い時期に保険料率案等が決定するよう、ワーキング会議において議論を進め、市町村長会議を重ね、制度の決定をお願いしたいと考えています」との回答がありました。

また、委員より、次期介護保険事業計画の策定状況について質問があり、当局より、「介護保険事業計画については、これまで毎期単年度での策定作業をしてきましたが、単年度で策定するには事務量が膨大で、作業日程的に極めて厳しい状況でありましたので、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画については、平成28年度当初予算において債務負担行為をお願いし、平成28年度と29年度の2カ年で策定できるように予算措置をしているところです。第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続に向けた介護サービスのあり方も検討することとなりましたので、今年度は介護認定を受けておられない第1号被保険者を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に加え、新たに要介護・要支援認定者を対象に、在宅介護実態調査を実施し、計画策定のために準備作業をしているところで、在宅介護実態調査については、現在、調査票を回収中です。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、プロポーザル方式で策定支援業者を株式会社ぎょうせいに委託することになり、来年1月中に調査を実施したいと考えています。来年度は、これらの調査結果をもとに介護サービス見込み量の設定作業を行い、介護保険事業計画策定委員会において検討をお願いし、策定した第7期介護保険事業計画を平成30年3月議会にて報告させていただく予定です」との回答がありました。

また、委員より、川西版ネウボラの実施状況について質問があり、当局より、

「本年9月から、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり実現のため、川西町版ネウボラを開始しました。本町の特徴は、妊娠期や出産直後の支援や健診等を行う保健センターと、その後の就学前までの支援、保護者の学習や楽しい行事を行う子育て支援センターの両方に拠点を設け、両者が連携して事業展開することにより、子育て支援の継続性を確保しました。また、保健師と助産師による妊婦訪問、オリジナル育児用品パッケージの交付、母乳で育てるための助産院利用の助成制度、臨床心理士による個別療育、子育てハンドブックの作成、子育て相談室の整備等、地域性と先進性を持った子育て支援システムづくりを行っています。町ホームページやフェイスブック、タウン誌等で情報発信に努めています」との回答がありました。

次に、委員より、認定こども園の状況について質問があり、当局より、「認定こども園は、平成29年4月開園に向け、現在建設中です。定員については、保育所部分85人、幼稚園部分15人となっております。保育所部分の入所募集については、11月1日から18日にかけて行い、現在42人受け付けております。また、建設主である社会福祉法人愛和会の田原本町受託事業の地域子育て支援拠点事業における不正事件への対応としましては、新聞以外の情報はありませんでしたので、12月8日に県子育て支援課に出向き、今後の対応等について協議しました。県としても、事件の広がりがないければとの条件はつきますが、認定こども園の認可については、中止や延期の判断はしていないとのことでした。川西町といたしましては、県の認可について不透明なところは残っているものの、子育て世帯の住民のことを第一に考え、保護者や園児に支障を来すようなことがないように、県の認定こども園開設の事業認可を条件として、当該法人に対し、認定こども園を適切に運営できるような体制にあるか、県と連携して確認・指導しながら、適切に対応したいと考えています」との回答がありました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。
総務・建設経済委員長（中嶋正澄君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成28年12月16日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、議案第59号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第60号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

委員より、公園維持管理事業に係る事業繰り越しについて、工事予定場所及び業者の辞退理由等について質問があり、当局より、「公園については、フレックスパ

ーク・西城・東城・上吐田・市場・梅戸2カ所の7公園であること、また、辞退理由については、プロポーザル参加仕様書において2級造園施工管理技士以上の資格を有し、かつSP認定企業であるとしていた。その条件に対して1業者から応募があったが、当初申し込み時には存在していた管理技士が、参加申し込み後退社されたことで資格要件が満たされなくなり、当該プロポーザルを辞退されました。今後は、仕様書の内容を変更し、SP認定企業であるか、もしくは都市公園における遊具の安全確保に関する指針、遊具の安全に関する基準に準拠して、遊具の設計・製造・施工等を行うことができる企業とすることでプロポーザルを実施する予定である」との回答がありました。

また、委員より、「業者に対するペナルティはどのようにするのか。次のプロポーザルはどうか」との質問があり、当局より、「辞退業者のペナルティについては、指名審査会で今後検討する予定である。また、仕様のハードルを下げることなどによって、参加する業者は増える見込みである」との回答がありました。

次に、委員より、「町全体で、繁忙時期におけるアルバイト雇用については年間の程度行っているのか。また、その状況は」との質問があり、当局より、「税務課としては、本格的な当初賦課の準備が始まる1月から当初納付書の送付が終わる6月までの間を繁忙期として考えており、アルバイトを雇用することで職員の負担軽減と適正な課税に努めてまいりたいと考えている。町全体として、本町ではアルバイトを登録制とし、広報で募集し、総務課のほうで管理している。その登録者の中から、出産や急な国からの給付事務など必要に応じて雇用しており、今回の税務課の雇用についても、その登録の中から予定している状況です」との回答がありました。

次に、委員より、「都市計画費に係る人件費の内容について、人勧分と時間外勤務の追加分と聞いているが、都計費の時間外の追加分の額はどうか」との質問があり、当局より、「今回補正の人件費については、人事院勧告分と人事異動による調整及び時間外勤務手当の追加分という内容である。人件費の各費目とも既に当初予算措置がなされているものであり、基本的には当初予算時の人数分の追加額である。したがって、当該経費分についても4人分の補正であるので、その内容での御理解をお願いするものである」との回答がありました。

次に、委員より、「今年度初めて取り組まれた幼小接続事業については、どのように検証していくのか。また、次年度以降の取り組みは」との質問があり、当局より、「以前より幼小連携については、その必要性から取り組んできたところですが、本年度は県のモデル事業として指定を受け、実施したものです。効果については、現在、本年度の取り組みを教職員によりまとめているところであり、これを今後の幼小接続期のよりよいあり方につなげていきたいと考えている。また、教職員の研修も含め、継続した取り組みとしていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算について、議案第59号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第60号、平成28年度川西町水道事業会計補正予算については、提

案どおり承認いたしました。

次に、委員より、「学校給食費徴収条例について、規則の減免規定はどのようにたわれているのか」との質問があり、当局より、「減免については、学校行事等で給食を提供できないとき、児童の食物アレルギーにより提供を受けることができないなどをうたっている。また、要保護・準要保護の制度において援助を受けている保護者の方については、給食費も支給の対象となっております」との回答がありました。

次に、委員より、農業委員会の委員定数について質問があり、当局より、「法律で定められた上限は27名ですが、現在の状況から考えれば、本町では農家組合を擁する自治会が14あるため、この14自治会から1人ずつの推薦をいただき、14名で構成したいと考えている」との回答があり、また、委員より、「このほかに有識者を入れて定数を増やしては」との質問があり、当局より、「14名が妥当と考える。この委員の中に学識のある方が入っておられると理解している」との回答がありました。

次に、委員より、「職員定数条例について、類似団体との比較をしても、本町の職員数は多くはない。住民サービスを行うのは職員であるという観点から、今回の定数変更をどのように考えているのか」との質問があり、当局より、「今回の条例改正については、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う文言の変更と、町長部局の定数の現状と条例上の数値との乖離を是正するものである。町長部局の職員数の変更については、町長の裁量権を少なくするものである。また、現行の職員数で住民サービスについては今後とも変わらぬレベルが保持できるものと考えており、職員を採用すれば、基本的には30年ないし40年在職してもらうのが通常であることと、今後40年後の川西町の人口を考え合わせると、定数管理については慎重な対応が必要であると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「下水道条例の一部改正の目的は何か」との質問に対して、当局より、「不適正排水の排除を目的として、井戸水等を公共下水道に排出する場合の届け出義務及び罰則を明文化するための改正である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第61号、川西町学校給食費徴収条例の制定について、議案第62号、川西町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について、議案第63号、川西町行政組織条例の一部改正について、議案第64号、川西町職員定数条例の一部改正について、議案第65号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第67号、川西町特別会計条例の一部改正について、議案第70号、川西町下水道条例の一部改正について、議案第71号、川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第72号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第73号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更については、提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、今回上程された議案以外として、委員より、「町道の補修等について、年次計画的に進めているのか」との質問があり、当局より、「町内の主要道路は路面性状調査で状況を確認し、順位づけを行っている。道路改良は社会資本整備事業で行っていきたいと考えているが、現在、橋梁の補修・点検を最重要で行っているため、計画どおり進んでいない状況にある。また、補助金の充当率が悪いのも現状である。自治会要望の道路整備等に関しましては、9月補正で承認いただいた予算においてかなりの成果が上がっていると考えている。今後も予算の範囲内において、路面の傷みぐあい、利用状況を考慮に入れて補修を行っていきたいと考えている」との回答がありました。

また、「福祉事業などへの予算配分もあるので、余剰な財源が把握できた段階で、インフラ整備などには予算対応していきたい」旨の回答がありました。

次に、委員より、住宅の管理戸数等の住宅政策について質問があり、当局より、「住宅政策について、今年度から住宅審議会を立ち上げ、11月に第1回目を実施し、年が明けて第2回、第3回を実施したいと考えている。この審議会でも適切な管理戸数や継承問題等に対し意見をいただきたいと考えている。第1回目の審議会では、「人口減少や自治会運営に対応していくため、収入基準や在勤要件を緩和して、若年層の入居を優先しては」等の意見が出された」との回答がありました。

また、「審議会構成メンバーはどうなっているのか」との質問に対し、当局より、「議会から2人、民生委員から1人、学識経験者として地元自治会長3人、弁護士1人、大学教授1人、県住宅担当課長補佐1人、行政から副町長1人の10名である」との回答がありました。

次に、委員より、地方公共交通に係るダイヤ改正の理由について質問があり、当局より、「12月1日から運行路線と時刻表改正を実施した。路線変更については、地域包括センターがぬくもりの郷に移動したため、相談者の利便性を考慮し、ぬくもりの郷に延伸を行った。ダイヤ改正については、ふれあいセンター内の子育て支援センターの利用者より要望があったため、利用者に合わせたダイヤ改正を行った」との回答があり、続いて委員より、従前のダイヤは、バス停の到着時間が統一されていたが、今回は不規則、法則性がなくなったという状況や自由乗降について質問があり、当局より、「ぬくもりの郷の延伸で6分程度のずれが生じている。町民の意見を聞いて今後検討する。自由乗降については、前回の地域交通会議で委員に提案し、次回の会議で意見を頂戴する予定である。しかし、運輸局や警察からは、突然停止するのは交通上危険、また、手を挙げている方を運転手が見落とす可能性があるなどの課題があると意見をいただいている」との回答がありました。

また、委員より、「こども食堂を開設する予定であるが、コミュニティバスを1日1回運行していただくことは可能か。また、無料にできるのか」との質問があり、当局より、「バス停設置、運行路線延伸については、地域交通会議案件で

ある。路線上にバス停の設置は可能と考えるが、路線延長となると、地域公共交通会議に提案し、審議いただくことになる。無料運行については、地域公共交通を有償運行としているため、無料運行は不可能と考える」との回答がありました。

次に、委員より、「県水直結に係る水道事業会計への影響をどう考えているのか。経営状況や料金はどうなるのか」との質問があり、当局より、「自己水を廃止し、県水だけにすることにより、受水費用は増加する。浄水場や配水ポンプの廃止等によりコストの削減を図り、県水100%となることによる水道料金の上昇は抑えることができると考えている。本年度以降の経営状況を詳細に検討して対応していきたい」との回答がありました。

続いて、委員より、「磯城郡3町の広域化の形態はどういったものになるのか。また、広域化のメリットをどのように捉えているのか」との質問があり、当局より、「一部事務組合の設立に向けて、今夏、磯城郡3町と奈良県知事との間で覚書を交わしたところである。現在、磯城郡広域化推進協議会、磯城郡広域化作業部会が始まったところで、詳細についてはこれから詰めていくところである。また、メリットについては、広域化に向けての補助金を獲得でき、それにより老朽管の更新を促進することができる。また、一部事務組合となることで、メーター検針やシステムの統一化による経費の削減が可能となる。職員数においても、スケールメリットにより3町の合計職員数としては削減できる可能性があるものと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「上水道の不正検針に係る経費について、対象業者に負担させるのか。また、不正検針の再発防止対策をどう考えているか」との質問があり、当局より、「不正検針の処理に係る人件費、郵送料、用紙代等、全てのものについて業者に請求する。再発防止については、推測で使用料を入力できないよう、検針職員を随時かえて検針するよう指導するとともに、契約の遵守を厳しく業者に指導する。また、入札指名停止、契約解除及び損害賠償請求をすることで、不正検針が検針委託業者にとっても多大な損害であることを認識させることができるものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「空き家等対策協議会の組織構成と進捗状況、今後の方針は」との質問があり、当局より、「組織構成については、奈良女子大学教授、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、自治連合会長、町長の計8名である。進捗状況については、2回開催し、1回目の協議では、協議会の趣旨及び空き家特措法の概要説明、空き家対策計画の骨子案を説明し、第2回協議会では、空き家対策計画の骨子案に第1回協議会でいただいた意見を反映、特定空き家の措置の判断基準について意見をいただいた。今後の予定としては、第3回協議会を平成29年1月下旬に行い、パブリックコメントを平成29年2月中旬に実施、第4回協議会を平成29年3月に開催し、空き家等対策計画を策定する予定である。協議会委員には、特定空き家の認定を行っていただくのではなく、現地調査などにより特定空き家判定基準に基づく意見をいただく。特定空き家の認定は、町が判断するものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「危険空き家が見受けられる。危険空き家でけがなどをした場合、町の責任はどうなるのか。また、今後空き家が増加すると見込まれるが、町としての対応策はどのように考えているか」との質問があり、当局より、「弁護士に確認したところ、町には責任はない。所有者の責任となる。所有者が不明な場合、相続関係を調査する。今後の対策としては、自治会と連携し、空き家となる見込みの物件について、相続や空き家の活用について指導していきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「大阪精工の増設に係る進捗状況は」との質問があり、当局より、「土地売買関係については、大阪精工所有の土地を除く10筆のうち7筆について国土利用計画法に基づく土地売買等の届け出が提出され、受理させていただき、受理書を大阪精工に送付している。現在は本町のほうで町有地及び里道の土地鑑定の依頼と里道廃止手続について調査を実施しているところである」との回答がありました。

委員より、「デマンド交通の情報収集状況についてはどのようになっているのか。また、地域公共交通会議にデマンド交通を俎上に乗せていない理由は何か」との質問があり、当局より、「デマンド交通実施の田原本町及び三郷町の情報は入手している。田原本町の予算状況については、本町と差がない状況である。地域公共交通会議へのデマンド交通の諮問については、現在のコミュニティバス運行の利用状況から考えると、利用状況も悪くない状況にあるため、現段階では必要との判断をしていない」との回答がありました。

続いて、委員より、「デマンド交通を比較検討する有無について、町長はどのように考えているのか」との質問があり、当局より、「交通に関しては、交通弱者を救う、町の交通の利便性の向上が最終目的であるので、その目的を達成するための手段としてデマンドタクシーがいいのか、コミバスがいいのかという判断になるかと思う。しかし、現時点でのコミバスの利用がよいので、コミバスでよいのではと考えているが、今後、交通会議などで予算の範囲で最終的なゴールを達成するにはどうしていくかを検討していただくのはやぶさかではないと思っている」との回答がありました。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますように、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。それでは、ただいま石田三郎厚生委員長並びに中嶋正澄総務・建設経済委員長の両名から報告のありました、議案第55号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第73号、奈良域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についての19議案並びに執行中の事業の取り組みに対する討論を行います。

態度表明であります。62号、64号、70号の3議案については反対、あとの16議案は、いずれも賛成するものであります。

まず、28年度の一般会計・特別会計の各補正予算についてであります。

後の条例案とも連動しますが、全体としては人事異動及び国の人事院勧告に準拠しての人員費の補正が実施されておりまして、職員給与の引き上げが図られているものであります。

本町は、給与基準を独自に設けておりませんので、専ら人勧に倣ってのことでありますので、見方としましては、地域の実情に加味して、より住民の皆さんの状態が職員給与体系にも反映することが望ましいとは存じますが、それを行うには、人事委員会等もきちんと設けて取り組みを持つことにもなりますので、それは本町の実情からしましてもなかなかかないませんので、これまでから今般と同様の形をとってきていることは承知しているところであります。これはこれで一つの基準ではありますので、それを旨とするならばするで、これまでも議論を重ねておりますように、ラスパイレス指数の数値ともできるだけ連動した形での給与状況となるよう努めることを今般も申し添えるものであります。今後ともよろしくお願いいたします。

人件費以外では、一般会計では、臨時給付金の支給、マイナンバー情報を住民の健康管理システムに移すための改修、県費のついた事業の実施、来春入学の小中学生への制服の支給、建物等設備の修繕、文化財の修繕、特別会計への法定分の繰り出し等々が組み立てられておりまして、必要に応じた取り組みがなされているものと判断する次第であります。今議会での審議を通じても一定の議論を交わしましたが、制服の支給は小学生だけにとどめずに、ぜひ中学生へも同様に取り組むことを改めて求めるものであります。

また、地域交通の取り組みでは、住民の移動手段の確保策として、現在、一定の路線と決められたバス停、運行ダイヤ等々を要するバス方式により、その利便の向上に向けた手だてに取り組まれておりますが、今般のダイヤ改正で、要望に応じた時間にふれあいセンターにバスを配車することと、ぬくもりの郷への延伸等から行われましたが、その分やの利便の確保は向上しましたが、運行時間が、従前は毎時決まった時間帯にバスが発着していましたので、頭に時間帯を容易に入れておけましたが、今般はおのおの6分ずつのずれが生じるため、覚えておくにはややこしいことになってしまっていますので、この辺も含め、今後の改善を求めると同時に、デマンドタクシーを検討の俎上に乗せる旨の表明がありましたので、それも含め、移動手段としての利便性を追求されんことを重ねて求めるも

のであります。

国保、介護、後期高齢者の各保険の特別会計では、保険給付費の増加や合計所得の算出方法等制度の変更によるものや、広域連合納付金の額の確定等、必要に応じた所要の増減補正が組み込まれているものであり、いずれも事務的に必要な処理の実施であります。

下水道会計では、起債の充て方による元金の返済や利率の減少に伴う増減補正がそれぞれ組み込まれているものですし、水道会計も、老朽管の入れかえ工事の終了により、見積もりよりも少なかったことに伴う減額補正でして、それぞれ順当に事業がなされているものと判断している次第であります。

なお、今後水道では、新年度からの県水直結が始まりますし、磯城郡3町による広域化が見込まれていますので、収支の状況いかんでは、料金体系に影響が与えることにつながる問題でものであります。県が音頭取りとなってこの話は進められているようですが、補助金をつけて実らせようとする節も受け取れないことはありません。水道直結化でバックアップが必要となることも考慮に入れれば、この広域化も必要な手だてにもつながらんとも限りませんので、今は行方を見守るしかないようですが、住民の皆さんには料金体系の行方が気になる場所でもありますから、そこは慎重に運ばれまして、また、有効な手だてとして生かせる見通しをつけて手がけられんことを申し添えるものであります。

以上、今般提出の予算関係の6議案につきましては、いずれも賛成をいたします。

次に、条例関係であります。まず、反対の農業委員の定数条例、本町職員の定数条例、下水道条例の3本についてであります。

62号の農業委員の定数条例であります。今般の改定は、定数を14として、来年の改選から公選制がなくなりまして、自治体首長による選任制へと制度が変わったことに伴う条例改定であります。法改正ですので、それに沿って行うことは当然であります。本町の規模からしますと、仕組み上は、定数の上限は27人ということになります。選任に向けた候補の募り方としては、農業関係団体などからの推薦と、一般公募により名乗りを上げた者とのことでありまして、定数を超えた場合は、候補者選考の評価委員会に諮って、選任する14人を絞ることになります。いずれにしましても、今度の制度改定で農業人としての自らの権利を行使して、農政全般について多角的に議論する農業委員になる道が、団体による推薦か評価委員による判断かの2通りしかありませんので、従前に比して権利の行使が制約されることとならざるを得ません。

本町は、農家組合のある大事が14カ大字ですから、1大字1人の14人でちょうどということにはなりますが、加えて学識経験者枠は、今度の制度改定で廃止されてはいますが、町長がせっかく選任できることから、仕組み上は27人が定数の上限ですので、定数を14に絞らずに、プラスアルファの余地を残した配置となるよう定数を膨らませて、新制度のもと、広く多面的に議論が交わされる農業委員会となるよう求めるものであります。

よって、本条例案には反対いたします。

次に、64号の職員定数条例についてであります。

これは、職員定数を現在の93名から85名に改めようとする内容であります。本町の現在配置の職員の状況からしますと、定数の93名というのは現実との開きがあることから、これを引き下げ、現状に合わせにいき、85にすることで、その開きを防ぐためとのことではありますが、職員の配置をどう見るかというのは、議論の分かれるところでもあります。製造業ですと、単純にコストにあらわして、儲けの観点で増減の判断とすることも可能ではありますが、公務員の配置は、ものづくりではありませんので、そう単純にあらわせるものでもありませんし、そこが難しいところでもあります。

状況を見てみますと、県内類似団体における人口1,000人当たりの配置数を比較しましても、本町の10.49人に対しまして、県平均では12.69人ですので、本町が際立って職員配置が多いということにはなっていませんし、全国平均で見ても、12.44人と、全国のほうが配置は上でありますので、いずれの点でも職員配置が際立って多いという状況にはありません。また、職員定数は一つの基準であることには間違いありません。多い少ないを判断するときは、この基準に照らして多いのか少ないのかということに普通はなりますので、その物差しを都合で取りかえて、多い少ないをはかる目安にするということになりますと、仮に減らそうとするものにとってもものすごく都合のよい話になりまして、基準の体をなしているとは到底言えるものではありません。

職員の配置については、さまざまな考えをめぐらして、状況に適した配置ということになりますので、そこにはあえて定数をさわる必要はないと判断いたします。仮に将来言われているような人口減少に陥るようなことになれば、そのときの状況にかんがみて判断の対象とすればよいものと考えます。

よって、今般の職員定数の削減案には反対するものであります。

次に、70号の下水道条例についてであります。

これは、井戸水など水道水以外の水を下水に流す場合や流している場合は、その旨申告し、水量をカウントするメーターの取り付け義務を課す内容であります。確かに必要な措置ではありますが、条例が施行されますと料金の徴収が始まることから、まずは町としてきちんと調査をして実情をつかみ、水道水以外の水による排除があるならば、それは町でメーター等を設置して事をなすほうが、筋からいって当然ではないかと判断するものでありますので、それらの問題を抱えたままの条例化には反対するものであります。

以上が反対の3議案についてであります。

次に、給食条例以下、賛成の条例案についてであります。

給食条例は、給食費の徴収をこれまで学校で行っていたものを役場で行うべく、その手続を踏むためのものであります。どこで徴収するかは別にして、その負担をどう見るか。現在は、食材費用を父母負担という形での実施でありまして、給食に要する費用全体から見れば、その一部ということになります。昨今の状

況からして、経済的な支援策はこの分野でも求められていることは間違いありません。制服同様に、ここでも一定の手だてをとる必要は決して少なくありません。審議の過程ではまだ煮詰まっていませんが、この辺も視野に入れ、取り組まれんことを求めるものであります。

川西町職員条例の一部改正について以下、特別会計条例、水道事業の設置等に関する条例等々、これらに関しましては、来春から下水道事業を地方公営企業として運営することとするための手続を行うものでありますし、議会議員の報酬、職員の給与に関する条例は、この秋の人事院勧告に準拠して、賞与及び職員にあっては給与を改正しようとするもので、68号と69号の2議案は、ともに介護保険法が改正されたことにより、それに町として対応できるように改めるものであります。それから、組合規約の変更の2議案は、県内の一部地方団体のそれぞれの組織からの脱退と加入に伴う変更であり、いずれも必要な手続を踏むためのものと判断し、賛成をいたします。

以上、今般上程されました全19議案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論はありませんか。

4番、伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 私は、全議案賛成の立場で討論いたします。

まず、議案第55号から議案第60号までの一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算につきましては、歳入歳出とも精査いたしました結果、特に問題はなく、また、人事院勧告に合わせる人件費が主なもので、これらに関しましても何ら疑問点はございません。

そのほかの補正、追加補正におきましても、全て必要で、妥当と判断できます。したがって、補正予算につきましては、全て賛成いたします。

それから、条例案につきましては、議案第62号、川西町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

条例の趣旨は、農業委員の公選制から町長の任命制に変更するものであり、また、定数につきましても、農家組合を擁する自治会は14あります。その14というのは妥当な数字であり、特に現状で問題はないと判断します。

続きまして、議案第64号、川西町職員定数条例の一部改正についてです。

これは、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴う改正でありまして、職員数につきましても、住民サービスの提供に必要な数が条例案では載っております。ですから、定数につきましてもこれで最適と考えられます。

それから、議案第70号、川西町下水道条例の一部改正についてであります。これは、改正の目的は水道水以外の排水の届け出をうたったものであり、当然の措置と考えられます。

ほかの条例の議案に関しましては、全て議案説明どおりであり、賛成するものであります。

以上で、全議案に賛成の討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第55号から議案第61号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号より議案第61号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第62号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第63号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第64号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第69号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第69号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第70号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第73号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第73号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることと決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町議長(竹村正匡君) 平成28年川西町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成28年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月22日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第55号	平成28年度川西町一般会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第56号	平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第57号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第58号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第59号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第60号	平成28年度川西町水道事業会計補正予算について	12月22日	原案可決
議案第61号	川西町学校給食費徴収条例の制定について	12月22日	原案可決
議案第62号	川西町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	12月22日	原案可決
議案第63号	川西町行政組織条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第64号	川西町職員定数条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第65号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第66号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第67号	川西町特別会計条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第68号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第69号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第70号	川西町下水道条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第71号	川西町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	12月22日	原案可決
議案第72号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について	12月22日	原案可決
議案第73号	奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について	12月22日	原案可決

